

第5回地方公共団体向け

「電子申請・届出システム」利用準備セミナー

～電子申請原則化に向けた取り組みの促進～

令和7年7月31日(木) 13時～

座間市福祉部介護保険課

事業者支援係

鈴木 寛幸
小原 諒一



①【人口】 131,893 人

→全国で200番目位の人数です。

②【世帯数】 63,079 世帯

③【面積】 17.54 km² (4キロ四方)

→全国で750番目位の広さです。

※①～③は、令和7年4月1日現在数値

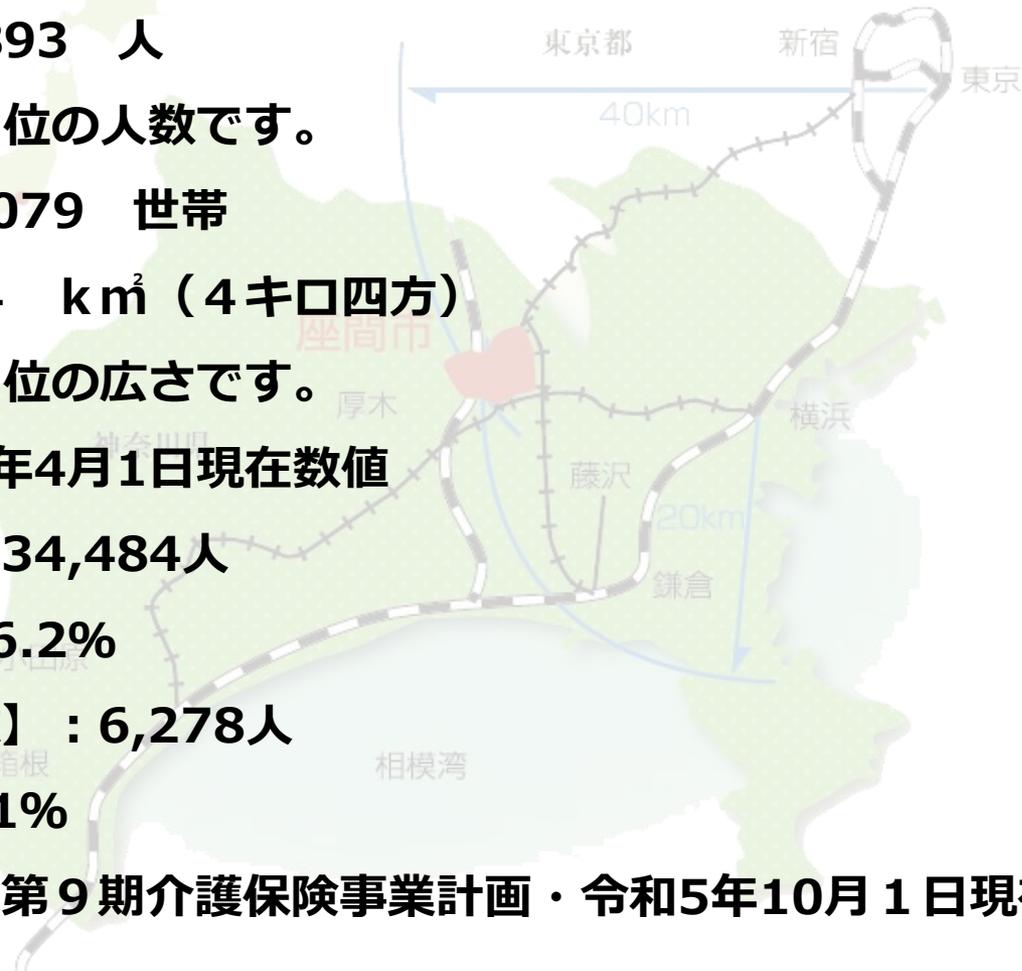
④【高齢者人口】 : 34,484人

⑤【高齢化率】 : 26.2%

⑥【要介護認定者数】 : 6,278人

⑦【認定率】 : 19.1%

※④～⑦は、座間市第9期介護保険事業計画・令和5年10月1日現在の数値



【市指定介護事業所・施設数】

・191か所(令和7年5月1日現在数)

【申請届出件数(令和6年度)】

・627件

電子申請・届出システムは介護保険課事業者支援係で担当

事業者支援係の職員構成

・準備からスタート時(令和4・5年度)・・・6名

・運用中の現在(令和7年度)・・・・・・・・4名

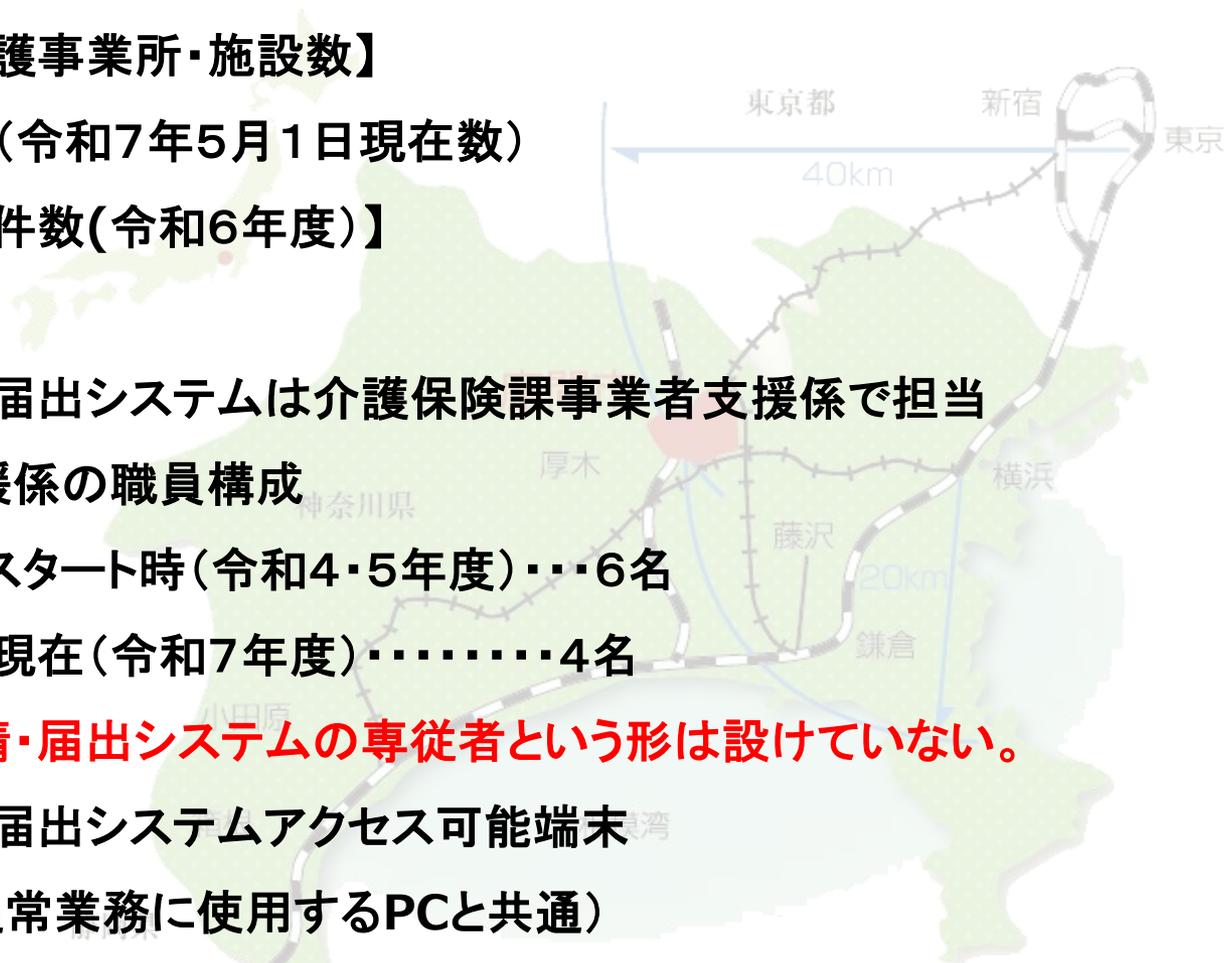
※電子申請・届出システムの専従者という形は設けていない。

電子申請・届出システムアクセス可能端末

→4台(通常業務に使用するPCと共通)

電子申請・届出システムアカウント数

→3アカウント(現状ではアカウント数は1で対応可能な状況)



～本日の流れ～

- ▶ 利用促進に向けて
- ▶ システムの有効活用
- ▶ 今後のシステムへの期待

section1

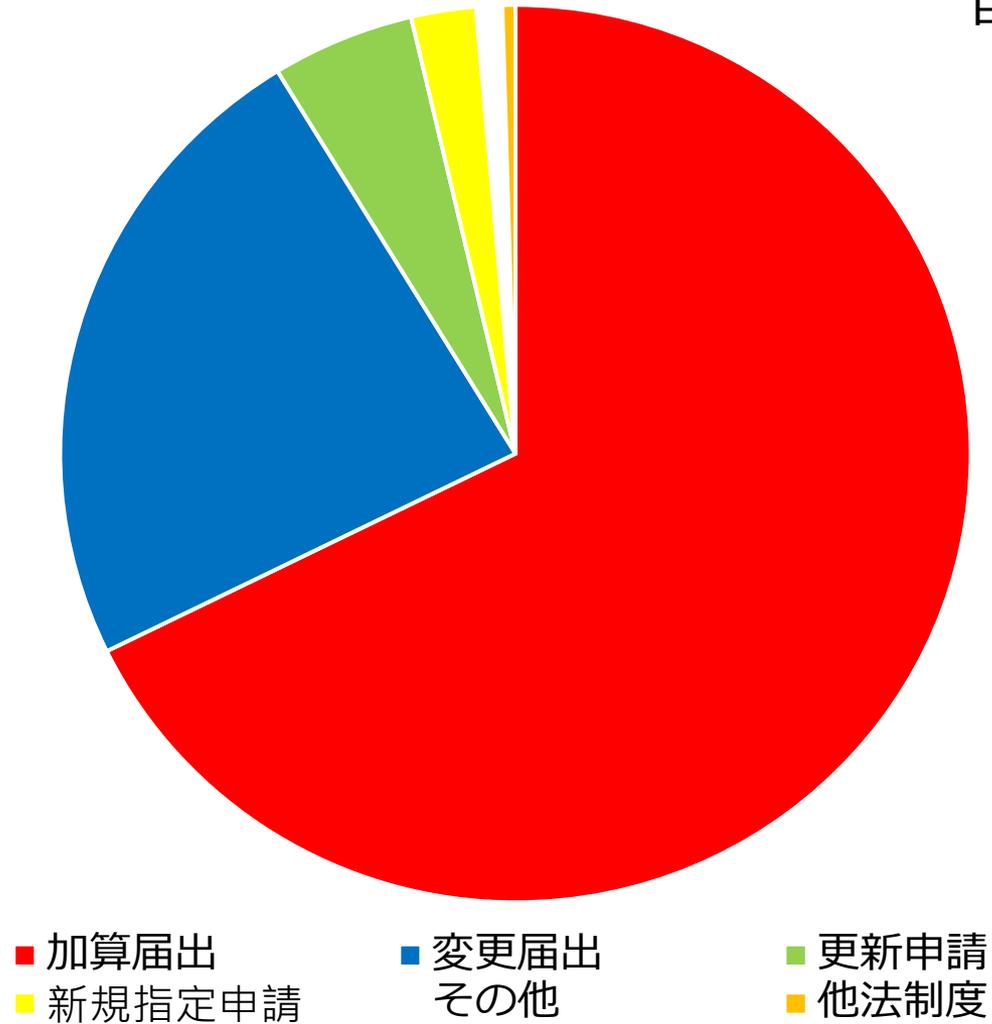
利用促進に向けて

- ・利用が増えた方法をご紹介します



利用促進に向けて

申請等件数



利用促進に向けて

電子申請・届出システムによる申請等件数詳細

- 申請等件数217件の内訳
- 加算147件 変更51件 更新11件 新規指定5件 その他2件 他法制度1件

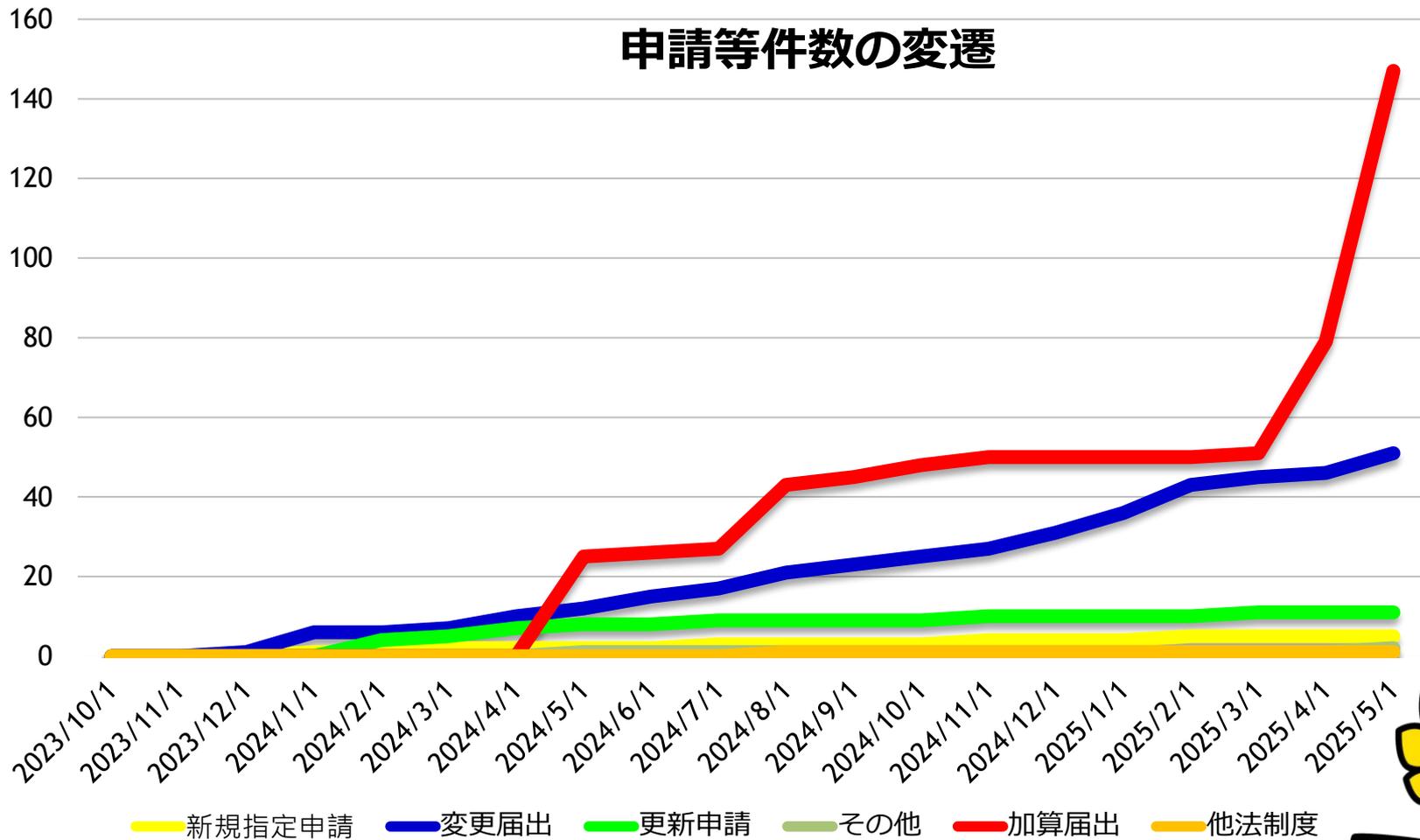
○申請の時間帯

- 業務時間内155件
- 業務時間外62件
- 全体の約28%が業務時間外の利用

○電子申請の利用率

- 22.9%

利用促進に向けて



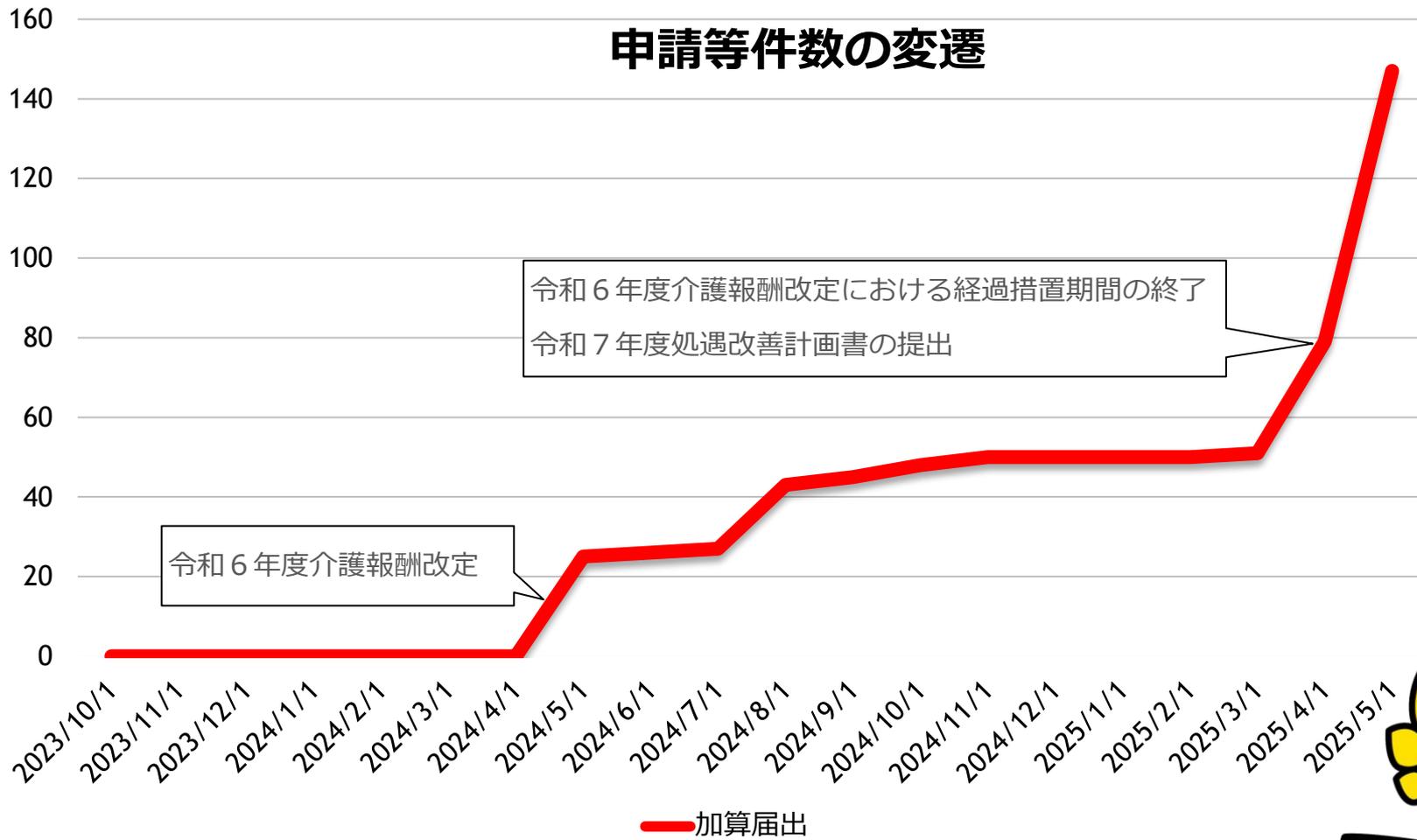
大きく利用が増えたポイントが2か所

①令和6年4月から5月

②令和7年3月から5月



利用促進に向けて



今までと何が変わったのか？

- ①届出の件数が増えた！
- ②届出の方法を限定した！



利用促進に向けて

なぜ届出が増えたのか？

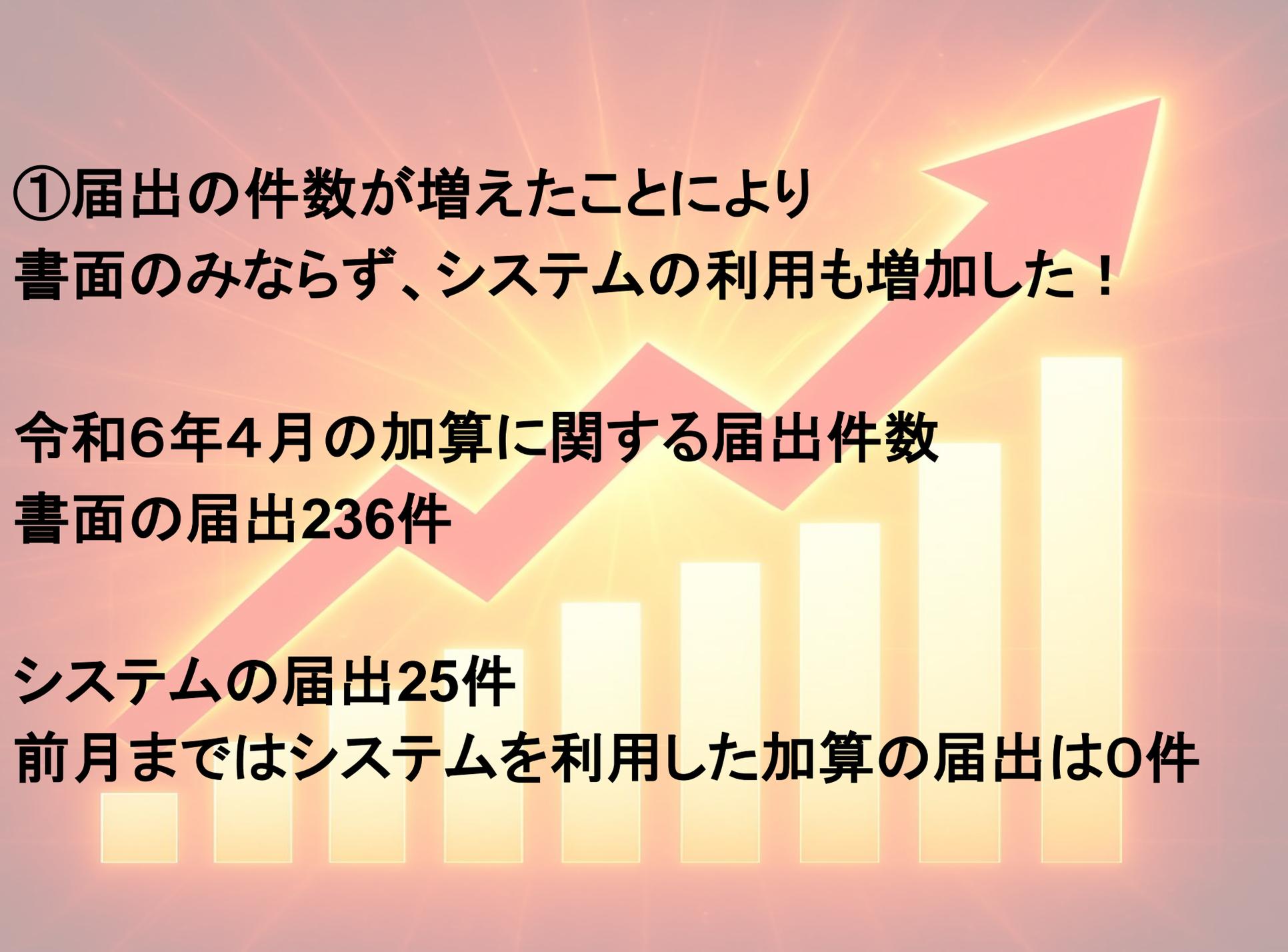


**基準を満たしていても届出しなければ
「減算」となる項目が創設された**

- 高齢者虐待防止措置未実施減算
- 業務継続計画未策定減算



届出件数が大幅に増加!!



**①届出の件数が増えたことにより
書面のみならず、システムの利用も増加した！**

**令和6年4月の加算に関する届出件数
書面の届出236件**

システムの届出25件

前月まではシステムを利用した加算の届出は0件

利用促進に向けて

届出件数の増加に伴う気づき

システムを利用してもらうためには？

• 事業者にとって、届出をする機会が必要！

多くの事業者が届出をする機会はいつ？

• 報酬改定等のタイミングに届出は増加する！

システムの利用促進は

国の制度等「大きく・広い動き」に合わせるのが狙い目！

例1) 介護報酬改定

例2) 処遇改善計画



利用促進に向けて

提出方法を限定した手続き

加算等の算定に伴う届出

- 令和6年度介護報酬改定における経過措置期間が終了することで、対象サービス事業所から届出の増加が見込まれる。

処遇改善計画書の提出

- 介護職員等処遇改善加算は算定している事業者が非常に多く、計画書は毎年提出が必要



窓口での提出を「不可」とした

提出方法

- 郵送
- 電子申請・届出システム



システム利用率が跳ね上がった!!

届出の方法を限定したことでのきづき

- 既にジービス I D を取得している事業者が多かった
- 近隣市も同時期に運用を開始していたことから、相乗効果的にジービス I D の取得が進んでいたと考えられる。

窓口での提出を制限したことに対して

- ネガティブな反応が想定よりなかった

section2

システムの有効活用

- ・業務負担の軽減を目指して



申請や届出に関する事務処理ではどんな業務が負担になっているのでしょうか？

- 書類の管理
- 事業所台帳システムへの入力

システムの有効活用

受領

- ・ 受領した書類は、審査を開始するまで所定の箱へ保管します。

審査

- ・ 審査の結果、書類の差替え指示等を行った書類を所定の箱へ保管します。

決裁

- ・ 手続きの内容により、決裁権者や決裁ルートが異なります。

台帳入力

- ・ システムへ必要な入力を行います。

ファイリング

- ・ 事業所のサービスごとに書類をファイリングします。

書面の場合

システムの有効活用

令和6年4月から

「文書管理・決裁システム」の運用開始
全庁的な書類の電子保管の方向性が示される。

課題 申請書類の電子化（PDF化）が課題となる。

解決 全ての申請書類が電子化されている
電子申請・届出システムの活用

電子申請・届出システムとの相性よし

システムの有効活用

受領

- ・ 受領した書類にスペースを取られなくなった。

審査

- ・ 書面手続きと同様に、処理状況に応じてデータの表示場所を整理できる。

決裁

- ・ 進捗状況が一目でわかる、書類紛失リスクの大幅軽減

台帳入力

- ・ 新規指定の入力にかかる時間、大幅削減

ファイリング

- ・ ファイリング、一瞬で終わります。

電子の場合

section3

今後のシステムへの期待

・あったらいいな、こんな機能



これからのシステムに期待すること



これからのシステムに期待すること

① 利用範囲の拡大

→指定の申請や届出以外の書類提出への活用

② 指定権者から事業所へ向けた情報発信機能

→通知方法を集約することで、通知漏れを防止する

③ ウェブ入力フォームの増設

→加算届出等、利便性の向上が期待できる

これからのシステムに期待すること

申請する側（事業者）もされる側（指定権者）も双方の利便性が向上するシステムになることを期待します。

まとめ

- ・ 運用を開始するのは「義務」

→自治体は、法令上絶対に運用を開始しなければなりません

- ・ 運用を工夫できるのは「権利」

→法令を遵守した上で、運用を工夫することができます

運用を工夫することで業務の負担を軽減できる。

業務の負担を軽減して、心身の健康を保ちながら
業務の質を向上させていきましょう。

ご清聴ありがとうございました。

